

## 裁定文中の個人情報の扱いについて

### 山口委員の提言

DRP 検討委員会では、個人情報の扱いについて 2019 年 10 月 3 日に議論がなされました。

<https://www.nic.ad.jp/ja/profile/com/20191003-minutes.pdf>

UDRP における裁定文の個人情報公開運用について確認する、というところで、議論は止まっていました。

登録者が個人の場合に、裁定で当事者の欄に氏名を載せるのは仕方がないと思うのですが、UDRP の裁定での WIPO の記載範囲 (国のみ)、NAF の記載範囲 (国 (州))、ADNDRC の記載範囲 (国、市) の例も考えると、住所を番地・アパートの部屋番号まで全部載せる又は公開する必要はないように思います。

裁判所に出訴される際に、裁定上の当事者と裁判の訴状に記載された当事者が同じであることを確認するといった当事者の特定のために、当事者に送付される裁定は、住所が番地等も含めて記載される意味があるとも言え、JIPAC の裁定は変えなくても良いと考えられますが、JP-DRP 4 条 j 項に「ただし、JPNIC が必要と認めるときは、JPNIC は公表する範囲を制限することができる。」と規定されているので、JPNIC が、番地等は伏せる必要があるという判断をすれば、公表範囲を制限できることになると思います。

DRP 検討委員会 2019 年度第 2 回会合 (2019 年 10 月 3 日) の議事録より

裁定文中の個人情報の扱いについての議論

#### 4. 裁定文中の個人情報について

- ▶ 裁定文中に現れる氏名、住所といった個人情報については、裁定公開に予めドメイン名登録者が同意している形になっているため、公開しても問題ない。伏せる範囲や箇所は JPNIC が JPNIC の裁量で決めることになっている。  
しかし、今後も全て公開すべきか否かについて現在事務局で検討中。(JPNIC)
- ▶ 公開することに関する方針次第では、サイバースクワッターを晒し者にするという趣旨は無いのか。そのような趣旨が無く、手続きが適切に行われていることを示すだけであれば住所を全部伏せるといった方法もあると思う。

- UDRP は例外的なケースと紛争処理パネルが決定した場合を除いて全部公開と  
している。UDRP の考え方を見る必要はあるのでは。
- 登録者の住所として裁定文に記載されている住所が正しいのか否かは JPNIC で  
は確認出来ない。過去、他人の住所を勝手に使用していたケースなども。(JPNIC)
- 住所を勝手に使われた人から抗議があったら黒塗りする等の対応をすれば良い  
のでは。保護に値しない人物の言い分を斟酌する必要はないように思う。そもそ  
も、裁定文公開に同意している訳であるし。
- UDRP の運用方針を確認してみても良いかも知れない。(JPNIC)  
  
⇒JPNIC 事務局は、UDRP における裁定文の個人情報公開運用について確認  
する。

以上